

「自転車の安全な利用の促進に関する協定」の締結について

1 経緯等

自転車は、環境負荷がなく健康増進に役立つ交通手段であり、通勤や通学、買物など様々な用途に利用されており、区民生活に密着している。しかし、不適正な利用をすれば交通事故を引き起こすとともに、区民生活に大きな影響を及ぼすこととなる。

そこで、区、自転車利用者及び利用者の関係者（以下「自転車利用者等」という。）の責務を明らかにするとともに、自転車利用者等が講ずべき措置等を定めた「目黒区自転車の安全な利用の促進に関する条例」（以下「区条例」という。）を令和2年3月6日に制定した。区条例は、対人・対物補償に対応できる自転車保険の加入を義務としており、対物保険への加入義務は他自治体にはない規定である。今後、自転車の安全利用に係る啓発活動、自転車保険加入及び自転車ヘルメット着用の推進などの取組を進めていくこととしている。

東京都は、令和元年9月、「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」を改正した。対人補償の保険加入を義務化、対物補償の保険加入を努力義務としたもので、改正後、安全利用を促進していくため民間団体等と連携し、様々な取組を行っている。本区においても、民間団体等のノウハウを活用することにより効果的に取組を進めていくことができるため、これまで民間団体等と協議を重ねてきたところである。

このたび、目黒区、一般財団法人全日本交通安全協会及び損害保険ジャパン株式会社の3者による協議が整い、令和2年7月20日に「自転車の安全な利用の促進に関する協定」を締結した。今後、3者が連携・協力し、自転車の安全な利用の促進に係る取組を実施していくこととしている。

2 協定書・署名者

目黒区	目黒区長 青木 英二
一般財団法人全日本交通安全協会	理事長 野田 健
損害保険ジャパン株式会社	南東京支店長 中島 康将

3 協定の主な内容

(1) 協定締結の目的

3者が相互に協力し、区内の自転車の安全な利用を促進することを目的としている。

(2) 連携・協力事項

- ・自転車の安全な利用を促進するための啓発活動に関する事項
- ・自転車利用者への交通安全教育に関する事項
- ・自転車保険の加入相談及びヘルメット着用等に関する事項

4 今後の取組

(1) 主な取組

- ・自転車保険：保険の加入の有無、対人・対物保険などの紹介や加入相談ができるコールセンターの運営、保険案内等掲載のパンフレットの全戸配布
- ・ヘルメット：ヘルメットの展示など着用推進に係る啓発活動、ヘルメット購入の補助
- ・安全教育：自転車事故の実態や加害者の責任など、事故当事者の観点に立った交通安全教育の実施

(2) 開始時期

3者協議に基づき、随時実施していく。

以 上